

# さいたま市教組情宣

さいたま市  
教職員組合  
(埼教組)

TEL 641-6763  
FAX 648-3567  
e-mail  
saisikyouso@mx2.  
et.tiki.ne.jp

2004. 4. 14(水)  
No. 5 8

## 初任研の 改善を要求

さいたま市教職員組合  
(市教組) は、年度末の三  
月一九日、さいたま市教育  
委員会望月教職員課長、宮  
田主任管理主事、野本さい  
たま市教育研究所長(当  
時)、山下主幹と勤務時間  
問題と初任者研修の改善に  
ついて市役所内で交渉を持  
ちました。

## 指導案作成 は縮減する 研究授業は 減らす

年間多い初任者は五九本の  
指導案を作っていました。が、  
市教委は「縮減する」と言明  
しました。また学校での研究  
授業は「質を高めるようにし

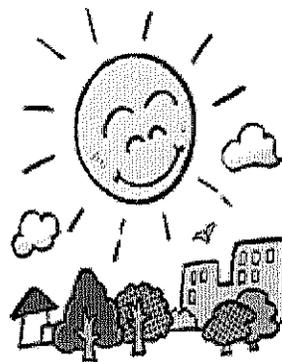
回教を縮減する」と回答しま  
した。今年度は一二回から七  
回に削減されました。また、  
初任者が担任する学年で行わ  
ない教科の研究授業は強制し  
ていないことも確認しました。  
所属校で強制と受け止められ  
るような事態があれば問題で  
す。各職場の分会は抗議しま  
しょう。

## 宿泊研での 八時間を超 える拘束は 問題

## キャンプ アイアー参 加は自主的 ・班長会は 改善する

埼玉県は二〇〇四年度初任  
者の宿泊研修の中止を決めま  
した。さいたま市教委は「パ  
スがチャーターできるので宿  
泊研修を年2回行う」と回答  
しました。

交渉の中で、キャンププア  
イアー等の夜の行事は八時間  
以上の拘束になることを指摘  
しました。野本所長は「キャ  
ンプアイアーは自主的な参  
加」と言いましたが、初任者  
には徹底されていないことを  
指摘しました。所長は改めて  
きちんと説明すると表明しま  
した。



## 宿泊研のス ケジュールの 改善

## 休憩時間を 保障する・ 内容改善し ゆったりと

宿泊研修での講義時間が延  
びても調整することなくすぐ

に次の抗議が始まり、休憩す  
る時間や準備をする時間が無  
いという問題では、「スケジ  
ュールの中に、休憩の時間を  
保障する」「ゆったりとした  
内容とする」と言明しました。

## 「条件付き」 の発言はあつ てはならない

## 「条件付 き」、あつ てはならな い発言

初任者に対して何かと「条  
件付きだから」と話す指導者、  
初任研関係者がいるという指  
摘に対して、「あつてはなら  
ないこと」「非常識な対応は  
改める」と述べました。



# 初任者のつどいー春篇ー

日時 四月三〇日(金)一八時三〇分 会場 市民会館おおみや

## 勤務時間問題で交渉

### 勤務時間は八時間で終わる

職員会議や研修、教科等部会などを含め、勤務時間は八時間  
で終了することを改めて市教委と確認しました。会議を続ける  
かは教職員に諮る必要があります。

### 管理職は教職員の勤務時間 を把握する必要がある

厚生労働省が二〇〇一年四月六日と二〇〇二年二月一二日に  
発した「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置  
に関する基準について」は「過重労働による健康障害防止のため  
の総合対策について」は「学校現場にも適用されることが国会で  
の質疑で確認されています。管理職は教職員の勤務時間を把握  
し、記録しなければなりません。記録は三年間保管する必要が  
あります。市教委は必要があれば改めて二つの通達を学校に通  
知することを表明しました。市教組は早急に学校に通知するこ  
とを強く要求します。

### 八時間を超えて勤務した時 はその週のうちに振替を

市教委は八時間を超えて勤務した場合は、その週のうちに振  
替を行うのが原則であるが管理職と相談して欲しいと述べまし  
た。県教委は割り振り変更の期間を該当する日の前四週後八週  
から前四週後十六週へ改訂しました。この改訂をきちんと実施  
するよう要求しましょう。

### 適正な勤務とは勤務の終了 十五分前に休憩を入れるこ とではない

市教委は今までも組合との交渉の席で「適正な勤務をお願い  
している」と回答してきましたが、労基法の趣旨からして勤務  
時間終了の十五分前やそれに類する休憩時間の割り振りは「適  
正な勤務」とはいえないと言明しました。「(学校現場の)現  
実を考えると難しい」とは市教委の話です。しかし、そう言っ  
て現場に匙を投げていいのでしょうか。